明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○武器貿易条約（一六）　二
〔告　示〕
○武器貿易条約の効力発生に関する件（外務三四二）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
独立行政法人国立女性教育会館平成二十五事業年度財務諸表関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三三
会社その他
会社決算公告　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇**武器貿易条約**（条約第一六号）（外務省）

この条約は、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等のため、通常兵器の国際貿易の規制等のための可能な最高水準の共通の国際的基準の確立、その不正な取引の防止等を目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びその発射装置並びに小型武器及び軽兵器について適用する。この条約の適用上、国際貿易の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介から成り、以下「移転」という。締約国が使用する通常兵器の国際的な移動であって、当該締約国によって又は当該締約国のために行われるものについては、適用しない。ただし、当該通常兵器が引き続き当該締約国の所有の下にある場合に限る。（第二条関係）

2　締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる部品及び構成品の輸出を許可する前に第六条及び第七条の規定を適用する。（第三条及び第四条関係）

3　締約国は、この条約の規定を実施するため、国内的な管理制度（管理リストを含む。）を確立し、及び維持する。締約国は、自国の国内法に従い、その国内的な管理リストを事務局に提供する。（第五条関係）

4　締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器等の移転が、国際連合安全保障理事会によって採択された措置に基づく自国の義務（特に武器の輸出入禁止）及び自国が当事国である国際協定に基づく自国の関連する国際的な義務（特に、通常兵器の移転又は不正な取引に関連するもの）等に違反する場合には、移転を許可してはならない。（第六条関係）

5　輸出が第六条の規定により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器等の輸出であって、自国の管轄の下で、かつ、その国内的な管理制度に従って行われるものについて許可を与えようとする前に、通常兵器等が、平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性並びに国際人道法又は国際人権法の重大な違反を犯すこと等の目的のために使用される可能性について評価を行う。当該評価を行い、及び危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、第七条1に規定するいずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならない。（第七条関係）

6　輸入を行う締約国は、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸入であって自国の管轄の下で行われるものを必要なときに規制することを可能とする措置をとる。（第八条関係）

7　締約国は、関連国際法に従い、必要かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の通過又は積替えであって、自国の管轄の下で行われるものを規制するための適切な措置をとる。（第九条関係）

8　締約国は、自国の国内法に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の仲介であって自国の管轄の下で行われるものを規制するための措置をとる。（第一〇条関係）

9　第二条1の規定の対象となる通常兵器の移転に関与する締約国は、当該通常兵器の流用を防止するための措置をとる。（第一一条関係）

10　締約国は、自国の国内法令に従い、第二条1の規定の対象となる通常兵器の輸出許可の発給又は実際の輸出に関する国の記録を保持する。記録は、少なくとも一〇年間、保存するものとする。（第一二条関係）

11　締約国は、毎年五月三一日までに、第二条1の規定の対象となる通常兵器の前暦年における許可された又は実際の輸出及び輸入に関する報告を事務局に提出する。（第一三条関係）

12　締約国は、それぞれの安全保障上の利益及び国内法に反することなく、この条約を効果的に実施するために相互に協力する。締約国は、この条約を実施するに当たり、援助を求めることができる。このような援助を提供することができる締約国は、要請に応じて当該援助を提供する。（第一五条及び第一六条関係）

13　締約国会議は、第一八条の規定により設置される暫定事務局によりこの条約の効力発生の後一年以内に招集され、その後は締約国会議によって決定される時に招集される。締約国会議は、この条約の実施状況の検討等の任務を遂行する。この条約の効果的な実施において締約国を援助するため、事務局を設置する。事務局は、この条約により義務付けられる報告を受領し、閲覧に供し、及び配布すること等の責任を遂行する。（第一七条及び第一八条関係）

14　紛争解決、この条約の改正、効力発生及び留保並びに他の国際協定との関係について規定している。（第一九条、第二〇条、第二二条、第二五条及び第二六条関係）